

人生100年時代の結婚と家族に関する研究会の開催について

令和3年4月26日
内閣府男女共同参画局長決定
令和4年3月28日
一部改正

1 趣旨

人生100年時代が到来するとともに、未婚・単身世帯の増加、平均初婚年齢の上昇、離婚件数の増大等、我が国の家族の姿が近年大きく変化している。

男女共同参画を推進する上では、こうした変化に伴って、どのような課題が生じており、又は生じることが予想されるか、把握することが重要である。

このため、近年、我が国の結婚と家族にどのような変化が生じているか、その実相をデータを用いて多面的に明らかにするとともに、それに伴う課題を整理するため、専門家による「人生100年時代の結婚と家族に関する研究会」を開催する。

2 構成

- (1) 研究会は、別紙に掲げる者をもって構成する。なお、男女共同参画局長は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。
- (2) 座長は、構成員の中から、男女共同参画局長が指名する。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 庶務

研究会の庶務は、内閣府男女共同参画局推進課において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、研究会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。